

学生修学支援担当者会議規程

(目的)

第1条 この規程は、国際医療福祉大学学生修学支援規程に定める障がいのある学生の、学生支援の実施に係る重要事項を審議するため、学生委員会の下に学生修学支援担当者会議（以下「会議」という。）を置き、その円滑な運営を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(組織構成)

第2条 会議の構成員は、次のとおりとする。

- 一 学生委員会委員のうち学生委員長が必要と認める者
- 二 各学科から推薦された学生支援教員
- 三 学生支援センター相談員
- 四 その他学長が必要と認める教職員

(議長)

第3条 会議に議長を置き、学生支援センター長（以下「センター長」という。）がこれにあたる。

(分掌事項)

第4条 会議の分掌事項は、次のとおりとする。

- 一 障がいのある学生の修学等に関する方針の検討
- 二 障がいのある学生の日常的な支援を担当する各学部・学科教員への協力
- 三 障がいのある学生のための支援内容の検討や施設等の整備に関する検討
- 四 学長から諮問を受けた事項
- 五 その他、第1条の目的を達成するために必要な事項

(会議の招集及び運営)

第5条 会議は、センター長が招集する。

- 2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した支援担当がその職務を代理する。
- 3 会議は、必要に応じて、支援担当者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会議は、過半数の支援担当者の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議事を決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第6条 会議は、議事録を作成し保管しなければならない。

(報告及び提案)

第7条 センター長は、検討事項のうち特に重要と認める事項については学生委員長並びに学長に報告及び提案しなければならない。また、事務局長及び支援の実現に必要な事務部各部署とも情報を共有し、連携しなければならない。

(事務)

第8条 会議に関する事務は、学生事務主管課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会の承認事項とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3（2021）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6（2024）年4月1日から施行する。